

調停の申立て等に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年9月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

調停の申立て等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 申立ての趣旨

町と相手方間において、下記交通事故（以下「本件事故」という。）に基づく町の相手方に対する債務が存在しないことを確認する調停を求める。

3 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和元年10月23日午後1時15分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷

(3) 加害車両

自家用準中型貨物自動車（長崎400さ6637）

(4) 運転者

住民環境課嘱託職員

(5) 被害物件

ポール

(6) 所有者

相手方

4 申立ての実情及び理由

本件事故当日、住民環境課嘱託職員は、町が所有する加害車両を運転して本件事故発生場所付近を走行中、相手方宅前の道路を右折する際、安全確認不足により、加害車両右後輪部分を相手方宅の駐車場の一番手前にあるポール（以下「本件ポール」という。）に接触させ、本件ポールを損傷させた。

本件ポールは、有限会社フレール長与支店（以下「修理会社」という。）が修理し、町は、令和3年4月27日に修理会社と免責的債務引受契約を締結し、本件ポールの修理費の全額14万3,000円を引き受けた。

当該修理費は、町が加入する自動車損害共済金により、令和3年5月18日に長崎県町村会から修理会社に支払われている。

上記のとおり、本件ポールの修理は完了しているが、相手方は、示談に応じようとしなない。

本件事故による町の債務は、本件ポールの修理費の全額14万3,000円であり、本件ポールの修理の完了により、本件事故による町の債務は存在しないことから、本調停を申し立てる。

5 方針

- (1) 代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。
- (2) 調停の目的に達した場合は、和解する。
- (3) 調停が不調となれば、本案訴訟を提起する。
- (4) 判決の結果、必要がある場合は、控訴、上告する。

令和3年8月19日

長与町長 吉田 慎

